年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和51年8月21日)及び資格取得日(昭和51年11月4日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和51年8月及び同年9月は9万8,000円、51年10月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月21日から同年11月4日まで 昭和51年3月ごろから平成16年10月ごろまで、A社にB担当とし て継続して勤務していたにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、 申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和 51 年 4 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 21 日に同資格を喪失後、同年 11 月 4 日に再度資格を取得しており、51 年 8 月から同年 10 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたと認められる。

また、申立人と同じB担当として勤務していた同僚4人は、オンライン記録によると、いずれも申立期間前後を通じて厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる上、ほか1人(C担当)は「勤務期間中に厚生年金保険の被保険者期間が欠落することは考え難く、会社の何らかのミスではないか。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人及び同僚の申立期間前後のオンライン記録から昭和51年8月及び同年9月は9万8,000円、51年10月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年8月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和27年9月30日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を27年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月30日から29年5月1日まで 年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の 加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間についてはA社B支社に勤 務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B支社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和25年11月1日に同支社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年9月30日に同資格を喪失したこととされている。

しかしながら、A社本社の保管する人事記録によれば、申立人は、昭和 27 年 9 月 30 日依願退職と記録されていることから、申立人が同日までA社B支社に勤務していたと認められる上、同社の現担当者は「同年 9 月の厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」と供述していることから、申立期間のうち 27 年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 27 年 9 月 の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における 27 年 8 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行した か否かについては、事業主は誤って昭和 27 年 9 月 30 日資格喪失と届 け出たとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和27年10月1日から29年5月1日までの期間について、A社本社の保管する人事記録によれば、申立人は、昭和27年9月30日依願退職と記録されている上、同社の保管する27年7月1日現在の職員名簿では申立人の氏名が記載されているものの、28年8月1日現在の職員名簿には申立人の氏名の記載は無い。

また、申立期間当時の同僚 16 人に照会したが、このうち7人は申立人がA社B支社に勤務していたことは記憶しているものの、27 年 10 月以降に継続して勤務していた旨の具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月10日から同年12月5日まで 申立期間については、A社B営業所(厚生年金保険の適用事業所と しては、C社)にD担当として勤務しており、厚生年金保険にも加入 していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和59年7月10日から同年12月4日まで、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社の社会保険事務担当者は、「採用後、通常6か月程度の 試用期間を設けていた。申立人の雇用期間では、厚生年金保険の加入手 続を行うことはまず無い。」と供述している上、申立人とほぼ同時期に、 C社で勤務していた同僚に照会したところ、申立人と同じくD担当だっ た同僚は、社会保険事務担当者と同様に半年程度試用期間があった旨の 回答をしている。

また、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚(申立人と同じくD担当)についても、申立人と同様に健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらないなど、申立期間当時、C社においては必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納

付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申 立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた 事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月2日から平成3年3月1日まで A事業所に勤務していた当時、20万円程度の給料をもらっていたが、 標準報酬月額は、昭和63年11月2日からは11万円、平成元年10月 1日からは11万8,000円、2年10月1日からは15万円と、いずれも 低い額となっているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所(現在は、B法人。) に係る雇用保険受給資格者証の 賃金日額から、申立期間のうち平成2年9月から3年2月までの月額平 均給与支給額は17万円程度となり、届け出られた標準報酬月額以上の給 与を支給されていたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時、申立人が加入していたC厚生年金基金の加入 員台帳における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、当時の同僚に確認したところ、給与支給額に比べて標準報酬月額が低い旨の供述を得ることはできなかったほか、そのうち当時の給与明細書を所持している一人は、「保険料控除額はオンライン記録上の標準報酬月額に見合う額となっている。」と供述している。

なお、申立人は給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料を所持 しておらず、B法人は当時の賃金台帳等を廃棄しており、申立人が主張 する保険料が控除されていたことを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

昭和52年4月ごろから56年3月ごろまでA市にあったB事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。B事業所では、C社の従業員と2人1組で仕事をしており、厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A市にあったB事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は、申立期間においてA市内で厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B事業所の同僚2人のオンライン記録を確認したところ、同事業所で勤務していたと供述している期間については、いずれも国民年金に加入(一部は保険料納付)していることが確認できる上、当該同僚の1人は「事業所から、自分で国民年金と国民健康保険に加入してくださいと言われたと思う。」と供述している。

さらに、B事業所の事業主は既に死亡しており、同事業所の厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間中の昭和 54 年 1 月 5 日に国民年金に加入し、保険料を納付しているほか、申立人の妻も 52 年 7 月に国民年金に加入(強制)し、保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年8月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間はA社が経営する事業所でB担当として勤務しており、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は申立期間当時、A社の経営する事業所において、B担当として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和52年10月1日であることが確認できる。

また、申立人がA社に勤務していたときに仕事内容が同じであったとする元同僚のオンライン記録を確認したところ、当該元同僚は、申立人と同様、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い上、同期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書等の関係資料を所持していないほか、上記同僚も「申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことを承知しており、自分で国民年金と国民健康保険に加入していた。会社が厚生年金保険料を給与から控除することはなかったと思う。」と供述するなど、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成6年12月30日から7年1月1日まで 社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の 厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。当時の給与明細書を 所持しており、給与から平成6年12月分の厚生年金保険料が控除され ているので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の給与明細書により、申立人は平成6年 12月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及び社会保険労務士事務所が保管するA社に係る被保険者台帳によると、申立人は、平成6年12月29日に同社を退職していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人のA社における資格喪失日は平成6年12月 30 日であり、同年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が、平成6年 12 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることは確認できるが、申立期間において、申立人はA社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から47年4月1日まで 昭和45年3月にA社B営業所の課長(本社係長待遇)として転勤す る際、労使間の合意により、本給とは別途、別居手当6万円を支給する との条件であったにもかかわらず、国(厚生労働省)の標準報酬月額の 記録では、44年8月の6万円から、45年3月は7万6,000円、同年9 月には8万6,000円にしか増額していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働協約(昭和 46 年度)によると、同社では、B営業所に勤務する組合員に対し、本給とは別途、月額1万7,000円(別居手当5,000円(妻帯者)、地域手当1万円、交通費2,000円)を支給する旨の規定は確認できるものの、本申立てのような6万円に相当する手当に係る規定は確認できない。

また、B営業所に勤務する組合員に対する手当の支給状況について、A 社の現在の取締役労務部長、当時の社会保険事務担当者及びB営業所の同僚は、いずれも、「労働協約に規定する手当のほかに会社から支給された 手当は無かったと思う。」と回答している。

さらに、申立期間当時、申立人と同様にB営業所に赴任していた同僚2人(上記同僚を含む。)の標準報酬月額についてオンライン記録で確認したが、いずれも申立人の主張するような高額の手当が支給された状況はみられない。

加えて、A社が保管する人事記録によると、申立人の本給額(基本給)

についても、B営業所勤務時に申立人の主張するような大幅な昇給をしていることは確認できない。

このほか、A社及び同社の労働組合では、当時の賃金台帳等の関係資料を既に廃棄しているほか、申立人も給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月ごろから34年6月30日まで 社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加 入記録が無い旨の回答を得た。申立期間はA社に勤務しており、厚生年 金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、期間は特定できないものの、少なくとも社員旅行のあった昭和 33 年の秋ごろ、A社に勤務していたことは、寮で一緒であった同僚の供述により推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人のA社における厚生年金保険の加入を裏付ける供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、A社は平成 13 年 3 月 21 日に適用事業所でなくなり、同月 28 日には解散しているため、申立人の人事記録等は確認できない上、当時の事業主も既に死亡していることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の加入基準及び申立人の保険料控除の実態について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、 申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに 申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた 事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年7月まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 43 年 3 月から 45 年 7 月まで A社 (B市) に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票の記録(昭和 43 年 3 月 22 日付でB市に、45 年 7 月 15 日付でC町に住所を移転)及び同僚の供述により、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 29 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、37 年 10 月に健康保険を政府管掌健康保険からD国民健康保険組合(以下「D国保」という。)に変更している。その際、現場作業員の多くを日雇労働者扱いとしてD国保の第二種被保険者とし、申立人より数年早く入社した同僚 186 人(当時の全従業員数の 82%相当)が昭和 37 年 10 月に厚生年金保険の資格を喪失している。

また、同僚に照会したところ、i)「入社から4年目までは職業訓練校の生徒としての扱い(見習工)であったと思う。見習工はD国保の第二種被保険者となり、厚生年金保険には加入していなかった。」、ii)「独身者はD国保の第二種被保険者であった。」などと供述しており、A社においては申立期間当時、入社と同時に従業員を一律には厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が同期入社したと記憶している同僚も、オンライン記録によると厚生年金保険の加入記録は確認できず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票でも申立人及び同期入社の同僚の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事 情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。